

◇ 誤請求事例 ◇

救急医療管理加算

救急医療管理加算を算定していません

指定病院 等の番号		病院等 の名称	
--------------	--	------------	--

帳票種別 3 4 7 0 3	修正項目番号	①新継再別 1 初診 3 転医 5 継続 7 再発	②転帰事由 1 指示 3 継続 5 転医 7 中止 9 死亡	③支払額
④労働保険番号	⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由	⑨決定年月日
⑩療養期間	⑪診療実日数	⑫処理区分	⑬合計額	

診  
療  
費  
請  
求  
内  
訳  
書  
(入院外用)

労働者の氏名	( 28 歳)	傷病の部位及び傷病名	右第2指挫滅創・右第2指末節骨開放骨折	
事業の名称		傷病の経過		
事業場の所在地	都府道 郡市区市		上記診断にて、〇〇〇実施。	
診療内容	点数(点)	診療内容	金額	摘要
⑪初診 時間外・休日・深夜		⑪初診	3,640 円	再診時療養指導管理料
⑫再診 外来診療料 70 × 9 回	630	⑫再診 回	円	機能 920円×2
⑫再診 外来管理加算 × 回		⑬指導 2 回	1,840 円	療養の給付請求書取扱料
⑫再診 時間外 × 回		⑭その他 1回	2,000 円	2,000円
⑫再診 休日 × 回		小計	① 7,480 円	
⑫再診 深夜 × 回				
⑬指導				
⑭在宅 往診 回				
⑭在宅 夜間 回				
⑭在宅 緊急在宅その薬				

1. 請求内容と正しい算定

- ◎ 救急医療管理加算を算定していません。
- ◎ 初診時に救急医療を行った場合、労災では入院外の場合、救急医療管理加算1,200円を算定できます。

2. 労災特掲料金

- ◎ 救急医療管理加算
 

入院	6,000円
入院外	1,200円

初診時に救急医療を行った場合、初診料のほか上記金額を算定することができます。(同一傷病につき1回限り)  
 なお、入院については初診に引き続き入院している場合は、7日間を限度に算定できます。  
 ただし、健保点数表における救急医療管理加算、特定入院料とは重複算定できません。  
 また、健保における保険外併用療養費(初診時自己負担金)とも重複算定できません。

小計